

○議長（堀江 政武君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は5人を予定しております。それでは、届け出順に発言を許します。13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） おはようございます。市民の声を生かす、市民の市政をモットーに頑張っております。13番議員の小宮教義でございます。今日は、私がトップバッター、目元パッチリのようにございますので、私の持ち時間はわずか50分でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

アメリカに、この世界の国債の格付をする会社がござひます。ムーディーズという会社でござひます。この会社は、今月の1日に日本の国債の格付をいたしました。4段階から1段下げて5段階に下がったわけですね。Aの位置になったわけですね。これは、お隣の韓国、そして中国、それよりも日本の国債の信用性が落ちたわけですね。ランクでいうと、19番までこの日本の信用が落ちたようでございます。この原因が、消費税の増税の見送り、これによって日本の財政赤字の削減達成が見込めなくなったというのが、主な原因のようでございます。

この日本は借金が1,000兆円ですよ。GDPの比率でいうと、比率といひますか、それで計算しますと、GDPの2倍以上の借金をしておるんですよ。このGDPの比率からいうと、先進国では最悪の最悪の最悪です。やはり、今回の消費増税、これはやっぱり法律に基づいてしなければいけぬ。そして、低額所得者を考慮した軽減税率の導入によって私は実施すべきだったと思ひます。ちょっと話変わりますけれども、日本の国内、今は衆議院選挙の真ただ中でござひます。今月の14日、日曜日でございますが、投票日を迎えます。私どものこの3区からは谷川前代議員が立候補をされておられます。今回は、ぜひ最高の得点で当選をしていただひて、そして私どもこの対馬の抱える大きいテーマ、国境離島新法の成立に御尽力を賜りたいと思ひます。

この谷川前代議員の座右の銘がござひますが、打成一片。

○議長（堀江 政武君） 小宮議員、ちょっと休憩します。

午前10時04分休憩

.....  
午前10時04分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

○議員（13番 小宮 教義君） 打成一片という言葉がござひます。目的に向かつて突進していただきたいと思ひます。

対馬の話になりますけれども、前回から一般質問もござひますが、仏像がまたもや盗まれました。韓国の方によってですね。もう2回目になるわけでございますが、やはり日本国も韓国政府に対して、このようなことが再び起きないように措置の徹底を、やかましゅう言ひていただきた

いと思います。

この仏像でございますが、美津島の梅林寺の仏像、誕生仏といいますが、これはゴータマ・シッタールタ、お釈迦様の誕生仏、誕生したときのお姿だそうでございます。これが、お釈迦様は生まれてすぐに四方を7歩ずつ歩いて、そしてこの仏像の形、こうですかね、右手は上を指して、左手は天を指しているそうです。これは、宇宙を意味するんだそうですよ。宇宙を、下と上。そして、お釈迦様がそのとき言われた言葉は「天上天下唯我独尊」、この天上天下というのは宇宙ということですから、宇宙の中で私が一番えらいんだと言われたそうでございますが、きのうの話の中でふるさと納税の話も出てまいりました。この天上天下唯我独尊、この言葉は市長のために用意された言葉ではなかろうかと思いますが、いかがでありましょうか。

では、通告しておりました2点についてお尋ねいたします。

まず、第1点の市の指定金融機関について。

これは、今までずっと十八銀行がこの指定銀行に指定をされておられました。ほかにも親和銀行がございます。私もほかの、ほかと申しますか、この長崎県下の状況をお聞きすると、主な銀行で交代制で年度を決めてしてあるところもあるそうでございますが、そのような対応ができないかという点が1点ですね。

そして、2点目はいづはら病院跡地の問題でございますが、9月の定例議会の冒頭に市長が和白病院と合意に達したという報道がなされました。特に、厳原市民の方はもう本当両手を挙げるといいますが、もう大変な喜びでございますよ。そのような病院がいつできるかということの質問でございましたが、これについては同様な質問を2名の方がされましたので、基本的な内容は理解できました。壇上での答弁は必要ございませんけれども、詳細については後でこの席から直接質問をさせていただきます。

よって、壇上の答弁は1番の分だけでお願いをしたいと思います。

以上。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。小宮議員の質問に答えさせていただきます。

市の指定金融機関についてということで、この今まで十八銀行だけが指定金融機関であったけれども、島内には親和銀行さんもある。県内にこの銀行を交代させているケースもあるが、どのように考えているのかという御趣旨の質問だったと思っております。この指定金融機関の問題につきましては、地方自治体は地方自治法第235条第2項の規定によって、議会の議決を経て一つの金融機関を指定することとされております。

本市におきましては、合併の折、地域と結びつきの強い、十八銀行を指定金融機関に指定をし、現在に至っております。指定金融機関を選定する基準は、幾つかございますが、最も重要なこと

は市民の皆さんの利便性を考慮することではないかと思っております。また、指定金融機関は指定代理金融機関、それから収納代理金融機関の交付金の出納事務を総括するという立場で、重い責任を持っていることから、それなりの規模、経営の健全性、また公金取り扱いの実績、事務の正確性、こういったものが必要であるというふうに考えております。

現在、対馬市の指定金融機関は冒頭言いましたように十八銀行さんでございます。代理金融機関は親和銀行、収納代理金融機関は郵貯銀行、長崎県信用漁業共同組合連合会、さらに市内の9つの漁協及び対馬農業協同組合となっております。

長崎県内13市の指定金融機関の現状につきましては、長崎市など6団体が十八銀行を、佐世保市など5団体が親和銀行を指定金融機関として指定をし、諫早及び南島原市の2団体においては十八銀行と親和銀行との交代制としているところでございます。

銀行の再編、また破産処理時の預金保険機構が直接預金者に支払う、以前もよく聞いたと思いますが、ペイオフの問題など金融機関を取り巻く環境の変化に伴い、対馬市といたしましても市民の皆様の利便性を最重点に考慮する中で、この指定金融機関問題を考えていく必要があると思っております。

現在、十八銀行は対馬島内に4店舗ございます。対馬支店、比田勝支店、豊玉支店、美津島出張所の4店舗でございます。上対馬、豊玉の両会計課分室での現金の入金、払い出し、納付書払い込みは比田勝支店、豊玉支店で行っているところです。

仮に、親和銀行が指定金融機関となった場合、市内に1店舗しかないことにより、伝票、現金の移動など親和銀行の負担、経費の増となり、ひいては市民サービスの低下につながるかと危惧されるところです。また、交代制を導入するにあたっては、納入通知書等の印刷経費など少なからず行政経費が発生することも予想されます。

競争原理の導入も考えていかねばならないというところは認識をしているところでございますが、御提言の趣旨というのわかります。十八銀行は市内に4店舗展開をしていること、合併前の旧6町の指定金融機関としての実績があり、これまでの実績による信頼関係が構築されていることなどにより、交代制の導入については現段階においては考えておりません。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） では、現段階においては考えていないという、検討すらないということなんでしょうけれども、皆さんの記憶にも新しいと思うんですが、3年ぐらい前でしたか、3年か4年ぐらい前に十八銀行が上県支店を閉じたときがございまして。あのときに、地域の方、そして市長のほうもかなりお願いしたと思うんですが、なくなった後のATMの設置についてお願いをしたわけです。

私も議会で十八以外にほかに銀行はあるじゃないかという話をしましたが、それでもなかなかうんと言わなかった。そして、最後しぶしぶATMをつけたわけですが、先ほど市長が言われるように、市民の利便性を図る。この基本的なことに十八銀行は揺れているじゃないかと。指定機関としての資格が全くもってないんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃられた個別の事象だけを捉えての判断というわけにはまいらないというのが、この問題だろうというふうに私は解釈をしております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 銀行と市民の利便性を図るということであれば、銀行はたくさんあったほうがいいですよ。以前は西日本シティもあって3つぐらい大きいのがありましたけども、今はこの2つの銀行だけです。これがたくさんあったほうが利便性が高まるんですね、市民の。仮に1個になるということであれば、独占企業的なものになるわけですね。それで、この今ある銀行を何らかの形で、2つの銀行を残すという形で、何らかの形で市のほうで支援をするということではできないんでしょうかね。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 直接的な支援ということは、不可能なことであろうというふうに思っておりますが、私どもも縁故債の問題等がございます。それらのことについて一定のこちらも考えをしていかなければいけないというふうな考えも持ち合わせております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） そうですよ。縁故債がございますが、今十八から借りているお金が平成25年の決算ですけども143億円、利息だけでも約1億円払っています。親和銀行が32億円利息が約2,000万円、約借入金にしても111億円の差がございます。もし、市が縁故債関係で支援ができるということであれば、ここに縁故債ですからやはり入札をするんですよ。借り入れる金額に対して利率によって入札するわけですが、ここに入札の資料がございます。

近年の分からいきますと平成24年がありますが、これは十八、親和が同じ利率ですよ、借入れ金額16億円、そして決定が十八銀行、土木の業者の方は入札で同じ金額ならばくじを引いたりするんですよ、それが基本的なルールですが、これどういうわけか同じ利率でも十八銀行、16億円ですね。そして次が24年の5月ですけども同じく、同じ利率の入札で一緒です。これまた12億円は十八銀行、この同じ利率でも十八銀行に行くわけですよ。

そして、近年行われた分が、これが非常におもしろいんですが、同じ利率で入札が行われて、十八さんが20億円、そして親和さんが9億円、かなりの差があるわけですよ。それで、市が

もし支援できるとすればこういうふうな不公平な入札ではなくて、例えば第一に同じ利率が出たときにはくじを引かせるとか、そしてこのように同じ利率のときに、先ほど言いましたように十八が20億円、親和が9億円というこういう大きい差をつけるんじゃないかと、同じ率で、過疎債ですから、同じ利率なんですから、大きく差をつけるんじゃないかと、同じ按分でということも一つの銀行を残すというふうなことにもつながるじゃないですか。こういう支援ができるんじゃないですかね。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、建設業の入札と比較をされてのお話がありました。そちらの入札というのは一般競争入札であったり、指名競争入札、そういう類いのものにつきましてはくじということが地方自治法の施行令において明文化をされております。ただし、この問題につきましてはくじということでの明文化がされておられません。そういう意味においてそういうことも、今おっしゃられたことも当てはまらない部分もあろうかと思えます。

同等と、同じ率だからということですかね。

○議員（13番 小宮 教義君） 同じ率だから。

○市長（財部 能成君） はいはい。わかりました。同じ率、小数点3位まで同じ率に続くということ、ここ数年ですね。私は、そこのほうが問題なんじゃないかというふうに問題視を、私自身はそこに着目を逆にしているつもりです。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 私は、市のほうとしても信用できれば、さっき言ったようにこういう入札の結果が実際なんですから、いろいろな法的な問題があるかもしれないが、しかしさっき言ったようにあまりにも十八のほうが高額が高いんじゃないかと。こういう大きい差があるわけですから、だから今後その差を半分を持っていくように、半分ぐらいできるように、それは市のほうでできるわけですから、その辺のところを検討してみたらどうですかということをおっしゃる。わかりました。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 申しわけございません。そういう意味において、それぞれの銀行の経営の状況とかいうのも、私どもも考えていかなくてはいけないと思っています。半期ごとに決算報告に役員の方と支店長さんがそれぞれお見えです。そういう状況を聞きながら、こちらも考えていきたいと思っておりますし、以前から、ビッグバンの時代からありましたそのB I S規制等がありますね、そういう問題というのが今会社の信用度、今冒頭ムーディーズの話をされましたけれども、銀行におけるB I Sの問題等々も斟酌しながら、私どもも考えていかなくてはいけない。

当然、先ほど向こうで答弁させていただきましたが、銀行の再編というのはやはり今でもあり

ます。また、いつペイオフの問題が起こるかわからない。そういう中で、どこにどのような形で本場で預けていくか、またはしくは起債を受けてもらうかということは十分に考えて市民の皆様以後で不合理が起こらないような形を、私どもは常に考えていくことが求められているというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） そういうのはいろいろあるんでしょうけども、私が言わんとするところはするように差があるんだから、縮めるように検討をするのか、検討するんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 既に24年度までの起債、特に起債に関しましては指定金融機関のほうにお願いをしてきたところでございます。先ほど言いましたような銀行業界の環境ということも考え、25年度の部分につきましてはその割合というものをやはり変えていかざるを得ないということで、組み立てをしておるところであります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） その割合を変えていかざるを得ないということであれば、やはり均等になるように、2つの銀行が残れるようにさらに検討をお願いしたいと思います。

時間がございませんけれども、病院の問題でございますが、和白に決まる前に今までは地域医療協会と申しますか、そちらのほうでの協議だと、個々にしていただくというお話を以前からし、担当の方も対馬に何回かおいでいただいておりますが、以前の、和白に決まったんですが、以前の地域医療協会、こちらのほうはどうなったんですかね、話は。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 地域医療振興協会の理事長さんのほうには、この9月の発表をする前に私のほうから直接連絡をさせていただきまして、今までのかかわっていただきました御礼と、そしてこういうふうな方向で結論を見出したところなんですということでの報告をさせていただいたところあります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） じゃあ、以前のやつは今回のものについては対応できなかったということでもいいんですね。

次、今病院が出ておりますけども、この新病院に与える影響についてお尋ねしますが、きのうの一般質問の中で今回のやつは回復期病床が50と一般病床が10だと。その50についての根拠は何かということをお脇本議員のほうから質問があっておりましたが、それについては月に約91人の人が島外に入院をしておることが一つの根拠だという話をされました。

91人というのは、市長も答弁したようにこれは高度医療を受けるために行かれる方がほとん

どなんですよ。高度医療、ということは2カ月、3カ月それ以上にわたって入院をするような状況が一般的です。だから、この91人と言われる根拠はまずもってこの回復期病床については成り立たないと理解しておるんですが、どうでしょうか。それが一つ。

それと、この島内、島内において回復期病床に対する対象者がいかほどおるのか、それについてもお尋ねします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、50が成り立たないというふうなお話がありました。私どもが、池友会もしくは巨樹の会ですね、こちらとの話をしている中では島外に入院をされている方が630名、年間いらっしゃいまして、それからリハビリテーション等回復期の対象者というのが304人、年間いらっしゃると。これは、島外の分を拾い出しをした部分でございます。そういうふうに報告を向こうのほうからも聞いております。

これらの方を仮にもう、小宮議員はよく御存じですが、病状によって回復期の病棟の場合の入院日数はそれぞれ限度が違う、180日とか60日とかいろんな差がありますが、仮に短いほうの60日で設定をしていった場合、どれだけ病床がいるのかということになりますと、島外の人、島外に行っている人だけを考えても55床いるということです。

それと、後段におっしゃられた島内の方たちのリハつきの入院と申しますか、それが必要な方たちはやはり似た数字ですけども、300人を超える、300たしか9人いらっしゃると私どもは聞いております。この309人の方が先ほど言いました同じ60日という一番短い期間で入院をされた場合、どれだけベッド数があるかといった場合、これがやはり56.4床、年間必要とするというふうなことになります。56.4と55は全く島内と島外の必要とする人たちの数ですから違う数です。

そういう意味において、島外の方たちが全て高度医療と。確かに、高度医療でされる方、それから今拾い出しをした304っていう数字につきましては、高度医療を受けた後のリハの部分が必要として入院が必要な方の数字を拾い出しをしたものであります。だから、高度医療の段階、第1の部分の済んでの、急性期が済んでの段階の人を拾い出した数字で、私どもは物事の組み立てをしていただいているというふうに理解をしております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 島外にリハビリ対象者としては300人ほどおると申すよね。それ、基本的には今、回復期というのは今の計画は島外の方を基本ということになるわけですよね。それはどうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 島外に流出をしている方が4割、これはリハのことではなく通常の部分

で4割いらっしやると。これをどのように、島内にとどめるか、島内でどれだけ完結できるか。確かに高度医療の部分について、この島内で最初の段階から完結をしていくというのは不可能なことだと思っております。しかし、2次的な部分における、その回復期の問題について今の222床のベッドでその回復期というのは病院企業団のほうも組み立てをされておりました。

そういう意味において、この回復期の部分は島内の一部の方たちも、そして島外の方たちがどうかしてこの親族がいる島の中で回復期を迎える。高度は向こうであっても回復期をこちらで、60日なり長ければ100何十日という期間を過ごすということを設定をして、この50床という組み立てになっておるところであります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） ということは、島内の方も含めるということですよ。基本的には、でも、それによって新しくできるこのいつはら新病院、いつはらじゃなくて、新しい病院ですね、ここは市長も御案内のとおり一般病床は222ですよ。その中において、このリハビリとか亜急性期っていうんですかね、この分が予定としては20、そして法の改正によってそれがなくなって、きのう話がありました、地域包括ケアというふうになるんですよ。それで、地域包括ケアの分がそれを20をなくした分と全体的に50床を今度新しい病院は考えておるわけですよ。そうすると、病院の経営自体にもかなり大きい影響を及ぼすんじゃないんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この私が発表をさせていただいた段階において、地域包括ケアの問題については、ことしの、月は明確ではありませんが、たしか6月か7月かぐらいだったと思いますが、そのころに病院のほうがい出された話であります。病院もいたし方ない部分があると思います。国の方向性がそのあたりからまた五月雨式に出てくるものですから、その方向性を徐々に変えていくということで、私どもはその前の段階の対馬の医療需要、そして亜急性期はなくなる、そして急性期とか、そこで物事を組み立てていく、222というふうに理解を私どもはしております。

そういう中、先ほど申しましたように、島外に流出をされている回復期で向こうお過ごしになってある方たちを、この島内に呼び戻すことが私どもの国保の金が外に逃げないとかいろんな問題、そして安心して医療が受けられるとか、そちらを組み立てていくということになるろうかと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） この病院企業団の経営等もございますけども、平成25年の決算では1億3,000万円の赤字なんです。報告ございましたけども。

今回、63床減りますけども、その減ることによって交付税関係が約8,450万円減ります。63床なくすことによって。そして、和白病院が来て外来もするという事ですから、医療収入についてはいつはら病院を見ると収入は30億円、そのうちの10億円が外来ですよ。外来のほとんどの方はとは言わないけれども、ある程度の方は和白病院がくればそこに行くようになります。そうすると、それが一番いいんですけどね、市民にとっては。でも、その10億円のうちの半分ぐらいは来ると思いますよ。6億円の病院の収入減になると思います。そうすると、かなり赤字が膨らんでくるんですが、そのような状態でもいいんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 交付税のお話がありました。普通交付税、それから特別交付税にそれぞれこの病床数の削減によっての影響というのは当然出てくると思っております。ただし、平成33年度までですかね。この普通交付税の分については、公立病院の病床数の減ということのクリアを受けて、私は普通交付税の4,000数百万ですか、これについては続けていただけるものと思っております。

また、少なくともこの問題につきましては、13番議員が今そのようにおっしゃいますけども、昨年12月18日、皆様方の決議を受け、そしていつはら病院跡に、適切な言葉かどうかわかりませんが統合病院、統合病院の支援的役割として病院機能を併設した介護施設の整備を求めていくというふうな決議をいただいたところでもあります。それらの方向性の中で、統合病院の支援的機能という部分、そこについては向こうから入ってくる意思を表明していただいております法人も基幹病院はあくまでも統合病院であり、そしてそこを保管する形で自分たちの組み立てはやっていきたいという意思是きちんと私どもには伝えていただいているところでもあります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） では、ほかの点でお尋ねしますけども、前回の9月の定例議会のときに入江議員の質問について何点かお尋ねしますが、入江議員の質問に対して病院企業団は直接的には、というのは冒頭に和白病院が来るんだという説明をした後ですからね、この一般質問というのは。だから、人間で言えば物事が起きた後は素直な気持ちになりますから、そのほうで捉えるほうが本心があるかと思うんですが、その後の分ですからね。

企業団病院は、直接的にはこの医療法30条の特例の問題には直接的には関係ないと思うというふうな発言をしておるんですね。合意した後にですよ。直接的には関係ないという話だけれども、きのうの一般質問もそうですけども、病院企業団とは同意をしなければいけないという話をしておりますよね。非常に話が食い違うんですが、どちらのほうがいいんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 少なくとも病院企業団とこの問題について、法人を入れる入れないにつ

いてのことに关しまして、法的な問題というのは全くありませんし、病院が、病院企業団が示しました方向性というのが以前出たわけですね。それと、私どもの市民の思いは違う方向にありますので、病院企業団にその方向性を進めることについての話は直接的には必要ないのではないか。ただし、基準病床の医療法の特例で物事をやるにあたって、こういう形で法人がこういうふうな補完的なことをやろうとする、そのときの連携をどうしていくかということについての連携のための協議と同意というのはいただかないといけないというふうに、私は理解はしております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） この特例措置は、病院との連携が主になるんですよ。これという、この30条とは全く関係がないんだという話をしてあるけれども、実際は病院の同意がなければ前に進まないじゃないですか。そういった意味で間違った発言をしておるならば、間違った発言をしておると思いますよ。陳謝なり、必要があるんじゃないですか。それはいい。

そして、この計画ですけれども、委員長の報告にもございましたが、この来年の2月に医療審議会があるそうですよ。そこで審議をするように、間に合うように今打ち合わせをしておるということですが、この問題については昨年12月に市長のほうに県に行かれたときに6項目に及ぶ指摘事項、打ち合わせ事項の提示があったと思いますが、その辺の整理はどのようにされておるのか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 昨日もこの場で答弁させていただきましたが、県との打ち合わせを随時行っておるということでございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 昨年12月に示した県の事項の中で、6項目ございますが、この6項目の中の2と4、その根拠関係、それについての整備はどうなっているんですか。そういうところを片付かなければ、2月までには医療審議会に資料を上げることができないんじゃないですか。基本としては、この2月に審議会に資料が上がらなければ物事は成就できないわけですが、リミットとしては2月と、来年の2月でこの問題は解決するというふうな理解でよろしいですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、県との協議を事務方のほうも鋭意努力をしてくれておりますし、汗を流してくれております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 先ほど言った6項目の中の大きい4点、5点、この整理ができなければ県も国のほうに協議ができないんですよ。その辺の整理はできておるのかということ

すよ。それがなければ県に協議できんじゃないですか、国に。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 国または県の医療審議会に、話を上げていくための協議をずっと今職員  
のほうはやっておるという話でございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 県の協議を始めたのはごく最近ですよ。私が県のほう、そして  
企業団の確認をしたけども、10月の16日まではこの打ち合わせは1回もなかったんだという  
話が出ていますよ。1年前に提示されたものが、やがて1年になるんだけど、その6項目に  
ついての協議がなされていないじゃないですか。

2月に医療審議会があるけれども、そこに上げることができなくなれば病院は、問題はそれで  
決定をすると、資料が上がらないんだから、1年前のやつが。そういう考えでよろしいんですか。  
そこで、病院を誘致するか誘致しないかを決めるんじゃないんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 12月にこちらに県のほうが示されたものが、協議が遅いじゃないかと  
いう話であります。当然ながら冒頭言いましたように、統合病院と連携する病院のあり方とか  
いうこともきちんと私どもも考えながら、そして入ってくる法人の方向性というのも斟酌しなが  
らやっていかなくてはいけない問題であります。私ども、市が独自でこれは動けるような項目で  
はないというふうに、私どもは考えておりました。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） それはそうですよ。市が単独にできたりしたら医療法なんか要  
りませんよ。私がこの特例については提案させていただきましたけれども、この特例の中には業  
務の提携というのがあるんですよ。だから、基本的に間違っているのは、さきに和白を決めるん  
じゃなくて、企業団と県とで連携のあり方、病床のあり方をまず検討して、そしてこういう病床  
が必要だというこちらの中において、じゃあこの病院にどうかと、いや違うと、当初の地域医療  
協会のほうがいいんじゃないかという選択をするのが常識なんですよ。先にそれをしなければ、  
和白病院の合意も何も関係ないじゃないですか。医療審議会に上がって、そこで認めてもらわ  
ないわけですから。物事の進め方が全く違う。だから、さっき言ったように1年前の県の指  
摘事項が作成されないんですよ。そうなんですよ。

だから、結果的には来年2月が医療審議会の特定に関する審議がございます。そこに書類を上  
げなければできないわけですから、もし上げることができないならば和白病院のことはなしとい  
うふうな考えでいいんじゃないですか。

○議長（堀江 政武君） 時間になりましたので、簡明にお願いします。答弁ありますか。

- 議員（13番 小宮 教義君） 答弁を求めます。2月をどうするのか、基準にするのか。
- 議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。
- 市長（財部 能成君） 先ほどから何度も申し上げておりますが、県との協議というのが今の私どもの当面汗をかかなくてはいけないことだということで、職員も私もそちらの方向で動いているというふうに御理解をいただければと思います。
- 議員（13番 小宮 教義君） 最後いいですか。
- 議長（堀江 政武君） 簡明に簡単をお願いします。
- 議員（13番 小宮 教義君） 要するに、来年2月が医療審議会のこの特定に関する審議がございます。これは医療計画の変更ではございませんから、この特例が適合しているかどうかを医療審議会が図るんですよ。だから、来年の2月にその書類がそろって提出できなければ、この問題はなしという方でよろしいですね。
- 議長（堀江 政武君） これで、小宮教義君の質問は終わりました。
- 議員（13番 小宮 教義君） 最後にある。
- 議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。
- 市長（財部 能成君） そのなしでいいですねでは、市民の皆様のお気持ちと、そして皆様方の決議されたことが成就できないというふうに私は考えております。
- 議長（堀江 政武君） もう時間ですので。
- 議員（13番 小宮 教義君） 市民が一番来てほしいんですよ。しかし、先が見えないことをだらだらやるよりも、もし和音が来るならば診療所だけでもいいじゃないですか。診療だけでもオープンできるように方向性を変えるべきだと言っているんですよ。
- 以上です。

○議長（堀江 政武君） これで、小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は11時5分からとします。

午前10時52分休憩

午前11時04分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 9番議員、新政会の長信義でございます。私は、さきに通告をしておりました大きくは2点について質問をしたいと思いますが、1点目の質問につきましては、先日、同僚の11番議員から質問がっておりますので、極力重複は避けたいと思いますが、